

携帯電話等に係る啓発活動推進会議からの5つの提案

■ 学校の取組

- 1 学校では、発達段階に応じた情報リテラシー及び情報モラル教育を充実しましょう。
- 2 学校では、生徒が校内でスマホ等を使用しない指導を徹底しましょう。
- 3 学校では、児童生徒がスマホ等の問題について主体的に考える機会を与えましょう。

【運用時の留意点】

- 関係する教科や特別活動等の中で、年間を通じて計画的に指導すること。
- 校内では電源を切り、使用しないことや本人が責任を持って保管すること、登下校においても緊急やむを得ない時以外は使用しないことなどについて、生徒指導規程に明記し、適切な指導を行うこと。
- 児童生徒がスマホ等の問題について自らの問題としてとらえ、効果的な活用の在り方とともに、いじめや誹謗・中傷等に使用される問題点等についても主体的に考える場を積極的に与えること。

■ 家庭の役割と責任

- 4 保護者は、子供がスマホ等を所持する場合には、「我が家のスマホルール」を作成し、スマホ等の使用について責任を持ちましょう。
- 5 保護者は、スマホ等の学校への持ち込みを希望するときは、学校の指導方針を踏まえるとともに、子供のスマホ等の使用及び管理について責任を持ちましょう。

【運用時の留意点】

- 保護者は、子供と話し合っ「我が家のスマホルール」(※1)を作成し、相互に確認するとともに、校長に提出すること。また、フィルタリングを必ずかけること。「STOP9」の取組を推進すること。
- 保護者は、スマホ等の利便性とともに子供を取り巻く様々な問題点を理解すること。また、本当に子供がスマホ等を所持する必要があるのか、学校に持ち込む必要があるのか子供としっかりと議論すること。
- 保護者は、学校内及び登下校等における使用時のリスク等(トラブル、依存、浪費・破損・交通事故等)について子供と話し合い、全ての責任を負うこと。(※2)

※1 学校現場のためのサイバーセキュリティ必携(P15)参照

※2 保護者が学校へのスマホ等の持ち込みを希望する場合には、学校が作成する誓約書に、保護者・生徒連名で署名し、校長に提出すること。